

1. 豊岡・新豊岡防災会議（以下、「防災会議」という）等実施状況

(1) 防災会議 第1回 (R5.7.20), 第2回 (R5.11.15), 第3回 (12月予定), 第4回 (1~2月予定)

(2) 防災ワークショップ 令和5年9月4日 豊岡地区センターにて実施 参加者：55名（防災会議委員含む）

2. 防災ワークショップ

防災会議委員それぞれで声かけをし、各地域から50名以上の住民が集まり、防災課の案内により、「過去の災害歴」「災害時に必要な事」「地区の災害リスク」「逃げ遅れゼロを目指すために地域でできる事」などを、8グループに分かれて話し合い、最後に発表しました。過去に起きた川の氾濫や、道内の地震が起因したブラックアウトの事などを思い出しながら、高齢者や障害者など避難するために支援が必要な住民の対応など、個人や団体が何ができるか真剣に意見交換が進められました。ワークショップでの意見は、今後の防災会議を通して「豊岡・新豊岡防災計画」を作成するための資料として活用されます。



3. 防災会議（実行委員会）

第1回防災会議では、組織の設立、役員選出、事業のスケジュール確認を行いました。

第2回防災会議では、9月4日に実施したワークショップの内容を勘案し、これから作成する「豊岡・新豊岡地区防災計画」のたたき台について、3グループに分かれて意見交換を行いました。防災課の職員からのアドバイスにより、他地域の防災計画の情報を確認したり、豊岡・新豊岡地域ならではの情報（要素）を確認し合うなど、言葉の表現などにも留意しながら、防災計画の内容について協議しました。



地域まちづくり推進事業実施計画書

1 事業実施者	団 体 名	豊岡・新豊岡地区防災会議	
2 募集区分	<input type="checkbox"/> <u>子どもの居場所づくり事業 (子育て支援部子育て支援課)</u> <input type="checkbox"/> <u>地域お助け隊事業 (福祉保険部福祉保険課)</u> <input type="checkbox"/> <u>困っている人たちの共助の居場所づくり事業 (福祉保険部福祉保険課)</u> <input checked="" type="checkbox"/> <u>逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクト事業 (防災安全部防災課)</u>		
3 事業の名称	逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクト事業		
4 事業の目的	豊岡・新豊岡地区の様々な団体が協力して防災に関わる体制を構築し、安全で安心して暮らすことのできる地域づくりをめざす。		
5 事業内容	地域防災の実行組織である豊岡・新豊岡地区防災会議を立ち上げ、防災計画を策定して啓発等を行う。		
6 事業期間	令和5年7月31日から	令和6年3月31日まで	
7 役割分担	内 容	団体	市
	防災会議やワークショップの開催	○	○
	地区防災計画の策定	○	○
	個別避難計画の検討	○	○
	防災マップの作成及び配布	○	○
	事業推進に係る技術的な助言		○

収 支 予 算 書

事業の名称	逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクト事業
団体名	豊岡・新豊岡地区防災会議

1 収入の部 (単位：円)

科 目	金 額	収入内訳
負担金	100,000	旭川市負担金 (旭川市地域まちづくり推進事業負担金)
合 計	100,000	

2 支出の部 (単位：円)

科 目	金 額	左のうち 負担金対象経費	支出内訳
使用料	1,500	1,500	会場使用料 (豊岡地区センター) @1,500円×1回
消耗印刷費	98,500	98,500	防災マップ印刷製本代 会議用資料印刷代ほか
合 計	100,000	100,000	

「豊岡・新豊岡地区防災会議」規約

(名称)

第1条 この会議は、「豊岡・新豊岡地区防災会議」(以下「会」という。)と称する。

(目的)

第2条 会は、豊岡・新豊岡地区に居住する居住者及び事業者等(以下「地区住民等」という。)が行う自発的な防災活動に関する計画である「豊岡・新豊岡地区防災計画(以下「計画」という。)の作成及び計画に基づく防災訓練等を行い、安全で安心して暮らすことができる豊岡・新豊岡地区の地域づくりに資することを目的とする。

(事業)

第3条 会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 豊岡・新豊岡地区防災計画の作成
- (2) 豊岡・新豊岡地区防災計画に基づく訓練・研修の企画・開催
- (3) 豊岡・新豊岡地区住民等への啓発活動
- (4) その他、目的を達成するために必要と認められる事業

(組織)

第4条 会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 豊岡まちづくり推進協議会委員
- (2) 前条の事業に係る団体の長又は団体に属する者
- (3) 会により特に参加を認められた者

(役員を選任)

第5条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名
- (5) 上記(1)から(4)の役員のほか、必要に応じて別途役員を置くことができる。

2 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員の互選により選出する。
- (2) 副会長及びその他の会長以外の役員は、会長の指名により選任する。

(役員職務)

第6条 会長は、会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の会計を担当する。
- 4 監事は、会の会計を監査する。
- 5 前条第1項第5号により設置された委員の職務は、会長が別途定める。

(役員任期)

第7条 役員任期は、選任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会議は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状又は会長が認める代理の者により出席に代えることができる。
- 4 会議の進行は、会長が務める。
- 5 議事の決定は、出席総数の過半数をもって成立する。
- 6 総会は、規約、事業計画、予算、事業報告、決算その他重要な事項を審議決定する。
- 7 総会のほか、必要な事項を協議決定するため、随時、役員会を開くことができる。

(部会)

第9条 会は、前条で定める会議のほか、特に検討が必要な事項があるときには、部会を設置することができる。

- 2 部会の構成員は、会長が指名する者で構成する。
- 3 部会を総括するため部会長を置くことができる。
- 4 部会長は、会長を補佐し、部会を総括する。
- 5 前条第2項から第5項までの規定は、部会において準用する。その場合、会長を部会長と読み替え適用する。

(経費)

第10条 会の運営に要する経費は、補助金、助成金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日又は当該年度の事業完了の日までとする。

(事務所)

第12条 会の事務所は、会長宅に置く。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年7月20日から施行する。
- 2 会の初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。

「豊岡・新豊岡地区防災会議」委員名簿

敬称略

No.	役職	団体名	役職	氏名	備考
1	会長	豊岡地区市民委員会	会長	高嶋 守	
2	副会長	新豊岡市民委員会	会長	宇野 義雄	
3	会計	豊岡地区社会福祉協議会	会長	瀧本 志信	
4	監事	豊岡地区民生委員 児童委員協議会	会長	山崎 修一	
5		旭川市立豊岡小学校	校長	工藤 嘉宏	
6		旭川市立東町小学校	校長	佐藤 美鶴	
7		旭川市立光陽中学校	校長	飛弾野文彦	
8		豊岡地区市民委員会	副会長	葛西 輝夫	
9		豊岡地区市民委員会	副会長	上田 浩	
10		豊岡地区市民委員会	副会長	長谷 敏治	
11		新豊岡市民委員会	総務部長	塚田 浩美	
12		とよおか商店街	会長	今野 正和	
13		旭川市消防団第4分団	分団長	山本 吉春	
14		豊岡地区女性防火クラブ	会長	高嶋 正子	
15		豊岡地区包括支援センター	センター長	本間 雅人	
16		道北勤労者医療協会	本部社保 組織部長	神長まゆみ	
17		介護老人保健施設 フェニックス	地域連携課	宮崎 拓也	